

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

養豚農家の皆さまへお願い

CSFワクチンの休薬期間を守ってください！

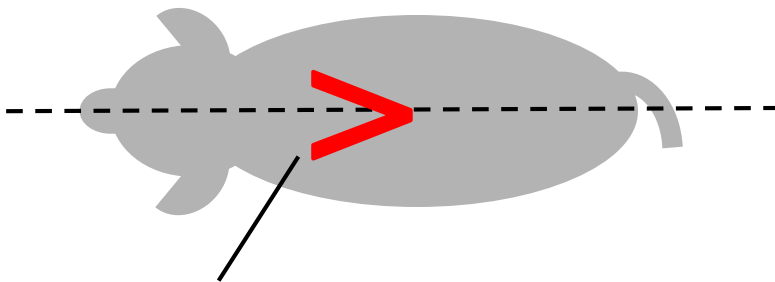


Vの塗装は赤/ピンクではっきりと！

CSF(豚熱)ワクチンを接種した豚をと畜場などへ移動させる場合、豚の背中に「V」が書かれていることを再度確認してください。

消えかかっている場合は赤かピンクのスプレーで「V」がはっきりと分かるよう、移動直前に書き直してください。

出荷担当の従業員含めて徹底してください。



必ず赤かピンクで！
青や緑はNG！

【塗装の方法】

- ・「V」字の上部を豚の頭側にする
- ・可能な限り、左右対称な「V」とする

豚の様子がおかしいと思ったら…

千葉県中央家畜保健衛生所 Tel 043-250-4141 Fax 043-286-0090

夜間・休日は転送されます 必ず5回以上コールしてください

県内で豚流行性下痢(PED)が発生！

確定診断日	発生農場	症状
5/7 (34例目)	県北東部の一貫農場	哺乳豚150頭で黄色水様性下痢、3頭死亡
5/8 (35例目)	県北東部の繁殖農場	哺乳豚90頭で黄色水様性下痢、23頭死亡
5/14 (36例目)	県北東部の一貫農場	哺乳豚150頭で黄色水様性下痢
6/15 (37例目)	県北東部の一貫農場	哺乳豚30頭で黄色水様性下痢、5頭死亡

飼養衛生管理を再チェックし、PEDの侵入を防止しましょう！



堆肥の生産、販売、譲渡のための届出は済んでいますか？



- ・ 家畜ふんや堆肥は肥料取締法上、「特殊肥料」です。
- ・ これらを生産、他者へ※販売、譲渡する際は、同法に基づき、届出が必要です。届出を行わずに販売、譲渡を行うことは肥料取締法違反になります。
- ・ 今般、無届で肥料(家畜ふん、堆肥ではない)を販売した疑いで、書類送検される事例がありました。
- ・ 届出事項に変更が生じた際の変更届出もお忘れなく！

※全量を自家消費する場合は不要です。

★肥料取締法に関する問い合わせ、届出先：

千葉県農林総合研究センター 検査業務課 【電話：043-291-1875】

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人の接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機会等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



果実等自動選別機



発情発見装置

漁船用高機能無線機



「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

各農業協同組合 ※ J A 組合員は各農業協同組合へ御相談ください。
ちば農業経営相談協議会 ※ J A 組合員以外の農業者は下記まで御相談ください。

スケジュール (予定)

★申請受付開始 6月29日

★ちば農業経営相談協議会への申請確認締切 7月19日

★国 (全国農業会議所) への一次受付締切 7月29日

★採択通知 8~9月頃 ★実績報告期限 R3年1月末

<問い合わせ先> 各農業事務所へお問合せ下さい

千葉農業事務所 043-300-1985

山武農業事務所 0475-54-1122

東葛飾農業事務所 04-7143-4121

長生農業事務所 0475-22-1751

// (改良普及課) 04-7162-6151

夷隅農業事務所 0470-82-4956

印旛農業事務所 043-483-1129

安房農業事務所 0470-22-7131

香取農業事務所 0478-52-9192

君津農業事務所 0438-25-0107

海匝農業事務所 0479-62-0156